

10. 津波避難施設整備事業補助金

◆事業内容

地震、津波等が発生した際の対策として、住民自らが行う避難経路及び避難地の整備に対する補助金を交付します。

◆対象となる団体

- ・町会
- ・自主防災組織
- ・その他必要と認める団体

◆補助対象

用地の確保、津波避難施設の工事からその管理までを自ら行う避難経路整備事業及び避難地整備事業

◆補助金額

下記の事業について、予算の範囲内で助成します。

(1) 避難経路整備事業

【原材料】 対象延長は100mまで、12万5千円を限度 ※
※～30m：5万円を限度
30m～：10mごとに1万5千円加算

【機械借上げ料】 機械借上げ料の1/2、10万円を限度

(2) 避難地整備事業

【原材料】 対象面積は100㎡まで、8万8千円を限度 ※
※～40㎡：4万円を限度
40㎡～：10mごとに8千円加算

【機械借上げ料】 (1)と同じ

◆申請・お問合せ先

市民生活部防災交通課 TEL 53-6880

メールアドレス bousai@city.nanao.lg.jp